



2025.5

## ジャパンフラワーセレクション 認定登録について

認定登録をすることでご提供できるロゴマーク、  
オプションサービス、申請方法等をご案内しています。  
ご一読いただき、認定登録のご検討をいただければと思います。

2025年5月

ジャパンフラワーセレクション事務局  
〒277-0882 千葉県柏市柏の葉 6-2-1  
千葉大学環境健康フィールド科学センター内 柏の葉花卉園芸学研究室  
TEL/FAX 04-7137-8172  
<http://www.jf-selections.net>

## 認定登録をすると

## JFS 受賞マークがご利用になれます

○受賞品種には、審査後「入賞」「最優秀賞」「優秀賞」「特別賞」の各タイトルを授与し、申請者が受賞後に認定登録申請を行うことにより、販売及び広報活動等において「受賞マーク」を使用し告知する権利が与えられます。

\* マークの使用期限はありません。以前認定登録した品種についても、使用期限の設定を廃止しました。

○受賞マークには、受賞年次と日本花き取引コード(JFコード\*5桁または6桁の数字)を併記します。

\* 日本花き取引コードを記載しないマークの用意もあります。

## ■基本的なロゴデザイン 日本花き取引コード (JFコード) あり 6パターン



## ■基本的なロゴデザイン 日本花き取引コード (JFコード) なし 6パターン



切花は、受賞マークを入れてデザインした店頭POPを同梱するなどして、店頭ディスプレイのツールへの活用、店頭PR用に活用できます。

鉢物、花壇苗は、受賞マーク入りの商品タグや受賞マークシールをつけて販売し、品種のよさをアピールできます。また、流通用の梱包材に受賞告知をすることによって、流通、市場、園芸商、小売業者に対してアピールできます。

なお、使用に際しては、下記を遵守ください。

○「受賞マーク」とともに、賞の正確な表現を記載してください。

○本セレクションの権威を高め、一般に誤解を与えない表現としてください。

○その他に表記事項は別途規定に従っていただきます。

## 認定登録すると

## 公式 HP 上「認定登録品種ガイド」への掲載

○認定登録をすると、ジャパンフラワーセレクションのホームページ上の「認定登録品種ガイド」に掲載されます。

申請書受領後に順次掲載作業を行います。申し込みが込み合う時期など 1 カ月ほどお時間をいただいています。

\*なお、希望される方のみ 2017 年以降の認定登録品種については、販売店等でも使用できる「①品質紹介フライヤー」と「②品種名ショーカード」がダウンロードできるようになります。

## ① 品種紹介フライヤー（A4 サイズ）



一例です。

## ② 品種名ショーカード（はがき大サイズ）



フラワーショップの売り場などでお使いいただけるのはがき大の品種紹介カードです。

一例です。

①②のデザインは変更になることがあります。

## 認定登録申請について

各審査会での「入賞」された申請者については、別途「認定登録申請書」のご提出をお願いいたします。「認定登録申請書」には、必要事項をご記入の上、ジャパンフラワーセレクション実行協議会事務局へご郵送ください。申請書は、品種ごとに提出ください。

※なお、この「認定登録申請書」に記載していただいた内容につきましては、ジャパンフラワーセレクションのHPをはじめ、広報資料等に活用させていただきます。

## 認定登録料

事務局にて日本花き取引コードの取得の有無等を確認の上、受賞マーク等の作成を行い、受賞マークのデータとともに認定登録料の請求書をお送りいたします。

請求書発行日の翌月末までに認定登録料をお支払いください。

**1品種当たり 60,000 円**

認定登録申請者と認定登録料の支払い者が異なる場合などは、個別にご連絡ください。

例：〇〇県で出品申請があった入賞品種を、同県下の生産組合等が認定登録料を支払う場合 など

※なお、認定登録料の分割納付制度は 2019 年 12 月をもって受付を終了しました。

<p><b>千葉銀行 松戸支店 (店番号:010)</b>  <b>口座番号 3850637 (普通預金)</b>  <b>口座名義 千葉大学柏の葉花卉園芸学研究室</b>  <b>チバダイガクカシワノハカキエンゲイガクケンキュウシツ</b></p>
---

## 受賞権者

受賞権者は、ジャパンフラワーセレクションに出品申請を行い入賞となった場合、以下のいずれかに該当する者を対象とします。

- ① 当該品種を出品申請した者
- ② 当該品種を育種開発した者
- ③ 当該品種の育成者権を有する者

## 受賞マーク使用者

受賞マークの利用は、以下のすべてを対象とします。

- ① 当該品種を育種開発した者
- ② 当該品種の育成者権を有する者
- ③ 前二者のどちらかとの契約により日本における販売代理権を有する者
- ④ 同一品種について複数者（社）が育成者権並びに販売代理権を有する場合は、当該権利を有するすべての者

## 受賞マークの使用規定等について

受賞マークの使用規定については、受賞マークデータの送付とともに使用ルールをお送りいたします。

## 広報用シンボルマークの使用

出品者、関係者の方には、本事業の認知普及のための広報協力として、広報用シンボルマークをウェブサイトや印刷物などでご活用いただくことができます。

※受賞マークの使用には、認定登録の手続きが必要となりますのでご注意ください。

認定登録者には、広報用シンボルマークのデータもあわせて提供いたします。

### ○広報用シンボルマークデザイン(4パターン)



日本語の「花」と英語の「flower」を掛け合わせて、新しい日本の花となりうる固有性を表現しました。また、マークを「書」としてまとめたことにより、日本で行われるコンテストであることを伝えています。

認定登録の一連のお手続きには1カ月ほどいただいております。

ロゴマークの使用などをお急ぎの場合は、その旨事務局までご相談ください。



ご存知ですか？このマーク。

「いい花の新基準。」

ジャパンフラワーセレクション。